

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月26日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
横浜商業高等学校 教育支援センター2階空調機修繕工事
- 2 履行場所
横浜市南区南太田二丁目30番1号
横浜市立横浜商業高等学校
- 3 契約日
令和8年1月21日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年3月31日
- 5 契約金額
2,222,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市旭区四季美台92-13
武田設備株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
空調機の故障発生により、冷暖房が使用不可となった。早急に対応しなければ、生徒等の健康への懸念及び授業等の学校運営への支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
教育委員会事務局教育施設課